

## 告 示

### 埼玉県告示第百十二号

平成三十年埼玉県告示第九七号で公示した公共測量は、平成三十一年三月八日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司